

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田 誠希

東京証券取引所における ToSTNeT 市場に関する業務規程等の
一部改正にかかる「貸借取引貸出規程」の一部改正等について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、2021 年 4 月 22 日付の東京証券取引所における ToSTNeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例等の一部改正において、ToSTNeT 市場における更なる決済日の柔軟化が予定されております。

これに伴い当社は、貸借取引にかかる制度整備を図るため、金融庁長官の認可を得られることを条件に¹、下記のとおり「貸借取引貸出規程」の一部改正を行うことといたしましたので、ご通知申し上げます。

また、今般、貸借取引にかかる運営の透明性向上を図るため、「貸借取引参加者別増担保徴収基準」の一部改正するとともに、日証金ネットワークシステム（以下「日証金ネット」という。）に最新の貸借取引関連規程・契約書雛形の一式についてダウンロード可能な機能を新設することといたしましたので、併せてご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 貸借取引貸出規程の改正・・・別紙 1

・返済期日の追加

現在、貸借取引の返済期日について、「金融商品市場取引成立の日から起算して 4 日目、5 日目または 6 日目に決済が行われるものについては、当該取引成立の日の 6 カ月目の応当日から起算してそれぞれ 4 日目、5 日目又は 6 日目を超えないこと」としてありますが、これを「金融商品市場取引成立の日から起算して 4 日目から 10 日目に決済が行われるものについては、当該取引成立の日の 6 カ月目の応当日から起算してそれぞれ 4 日目から 10 日目を超えないこと」とします。

2. 「貸借取引参加者別増担保徴収基準」の一部改正 … 別紙 2

・規程名称の変更

・貸借取引貸出規程第 4 条第 1 号に関する取扱いの明確化（第 2 項）

¹ 金融庁長官の認可が得られなかった場合には、別途ご通知いたします。

3. 日証金ネットにおける規程等ダウンロード機能の新設

- ・日証金ネットのトップページより【規程集>貸借取引関連>規程等ダウンロード】の順番で遷移し表示される画面で、次の規程等をダウンロードできる機能を新設する。

規程	貸借取引貸出規程
	貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い
	貸借値段の決定基準
	貸借取引参加者別増担保および制限等に関する細則（現「貸借取引参加者別増担保徴収基準」（上記1.参照））
	貸借取引における配当金等および株主優待券その他の処理要領
	貸借取引にかかる株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領
	貸借取引貸借担保金代用有価証券の受入に関する細則
	貸借取引貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定に関する細則
	貸借取引の融資担保株券等に付随する権利の行使等に関する取扱要領
契約書雛形	約定書
	約諾書
	特定代用有価証券担保の取扱いに関する特約書
	清算取次貸借取引等に関する約諾書

4. 実施日

2021年5月17日

以上

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改正案	現 行
<p>(返済期日)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 前項にかかわらず、当該金融商品市場取引が、取引成立の日から起算して4日目から<u>10日目</u>の日に決済が行われるものであった場合は、貸借取引参加者は、取引成立の日の6カ月目の応当日から起算してそれぞれ4日目から<u>10日目</u>の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。</p>	<p>(返済期日)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項にかかわらず、当該金融商品市場取引が、取引成立の日から起算して4日目、<u>5日目または6日目</u>の日に決済が行われるものであった場合は、貸借取引参加者は、取引成立の日の6カ月目の応当日から起算してそれぞれ4日目、<u>5日目または6日目</u>の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。</p>
<p>付則</p> <p>この改正規定は、2021年5月17日から実施する。</p>	

「貸借取引参加者別増担保徴収基準」の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正箇所)

改正案	現行																																																										
<p data-bbox="124 360 743 394"><u>貸借取引参加者別増担保および制限等に関する細則</u></p> <p data-bbox="65 456 804 678">本細則は、<u>貸借取引貸出規程</u>（以下「<u>規程</u>」という。）第4条に規定する<u>貸借取引の制限等</u>に関し、<u>貸借取引参加者別の増担保の徴収および同条第1号にかか</u>る取扱いについて必要な事項を定める。なお、本細則中の用語については、本細則に定める場合を除き、<u>規程</u>において定めるところによる。</p> <p data-bbox="65 790 804 871">1. <u>当社は、規程第4条に定める増担保のうち、貸借取引参加者別に徴収する増担保について、以下のとおり取り扱う。</u></p> <p data-bbox="65 934 560 967">(1) (現行どおり)</p> <p data-bbox="65 981 560 1014">(2) (現行どおり)</p> <table border="1" data-bbox="89 1077 777 1520"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸借取引参加者別融資基準額または非清算参加者別融資基準額に対する差引融資残高の超過割合</th> <th colspan="2">増担保徴収率(注)</th> </tr> <tr> <th>代用</th> <th>現金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以下</td> <td>超過額につき 10%</td> <td>超過額につき 0%</td> </tr> <tr> <td>20%超 ~ 30%以下</td> <td>" 20%</td> <td>" 0%</td> </tr> <tr> <td>30%超 ~ 50%以下</td> <td>" 30%</td> <td>" 0%</td> </tr> <tr> <td>50%超 ~ 70%以下</td> <td>" 30%</td> <td>" 10%</td> </tr> <tr> <td>70%超 ~ 100%以下</td> <td>" 30%</td> <td>" 20%</td> </tr> <tr> <td>100%超 ~ 150%以下</td> <td>" 40%</td> <td>" 40%</td> </tr> <tr> <td>150%超</td> <td>" 40%</td> <td>" 50%</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="65 1608 804 1973">2. <u>当社は、貸借取引参加者または非清算参加者（以下、両者を総称して「<u>貸借取引参加者等</u>」という。）が以下のいずれかに該当することとなったと認める場合は、<u>規程第4条第1号に掲げる状況にあるものとし、当該事由が消滅したと認められるまで、当該貸借取引参加者への貸借取引の制限等を実施することができる。また、この場合、貸借取引参加者別融資基準額または非清算参加者別融資基準額の減額を実施することができる。ただし、非清算参加者が該当する場</u></u></p>	貸借取引参加者別融資基準額または非清算参加者別融資基準額に対する差引融資残高の超過割合	増担保徴収率(注)		代用	現金	20%以下	超過額につき 10%	超過額につき 0%	20%超 ~ 30%以下	" 20%	" 0%	30%超 ~ 50%以下	" 30%	" 0%	50%超 ~ 70%以下	" 30%	" 10%	70%超 ~ 100%以下	" 30%	" 20%	100%超 ~ 150%以下	" 40%	" 40%	150%超	" 40%	" 50%	(削る)	(削る)	(削る)	<p data-bbox="979 360 1390 394"><u>貸借取引参加者別増担保徴収基準</u></p> <p data-bbox="1142 456 1222 490">(新設)</p> <p data-bbox="1142 790 1222 824">(新設)</p> <p data-bbox="831 934 1228 967">1. (省略)</p> <p data-bbox="831 981 1228 1014">2. (省略)</p> <table border="1" data-bbox="850 1077 1506 1520"> <thead> <tr> <th rowspan="2">貸借取引参加者別融資限度額または非清算参加者別融資限度額に対する差引融資残高の超過割合</th> <th colspan="2">増担保徴収率(注)</th> </tr> <tr> <th>代用</th> <th>現金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以下</td> <td>超過額につき 10%</td> <td>超過額につき 0%</td> </tr> <tr> <td>20%超 ~ 30%以下</td> <td>" 20%</td> <td>" 0%</td> </tr> <tr> <td>30%超 ~ 50%以下</td> <td>" 30%</td> <td>" 0%</td> </tr> <tr> <td>50%超 ~ 70%以下</td> <td>" 30%</td> <td>" 10%</td> </tr> <tr> <td>70%超 ~ 100%以下</td> <td>" 30%</td> <td>" 20%</td> </tr> <tr> <td>100%超 ~ 150%以下</td> <td>" 40%</td> <td>" 40%</td> </tr> <tr> <td>150%超 ~ 200%以下</td> <td>" 40%</td> <td>" 50%</td> </tr> <tr> <td>200%超</td> <td>" 40%</td> <td>" 50%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1142 1608 1222 1641">(新設)</p>	貸借取引参加者別融資限度額または非清算参加者別融資限度額に対する差引融資残高の超過割合	増担保徴収率(注)		代用	現金	20%以下	超過額につき 10%	超過額につき 0%	20%超 ~ 30%以下	" 20%	" 0%	30%超 ~ 50%以下	" 30%	" 0%	50%超 ~ 70%以下	" 30%	" 10%	70%超 ~ 100%以下	" 30%	" 20%	100%超 ~ 150%以下	" 40%	" 40%	150%超 ~ 200%以下	" 40%	" 50%	200%超	" 40%	" 50%
貸借取引参加者別融資基準額または非清算参加者別融資基準額に対する差引融資残高の超過割合		増担保徴収率(注)																																																									
	代用	現金																																																									
20%以下	超過額につき 10%	超過額につき 0%																																																									
20%超 ~ 30%以下	" 20%	" 0%																																																									
30%超 ~ 50%以下	" 30%	" 0%																																																									
50%超 ~ 70%以下	" 30%	" 10%																																																									
70%超 ~ 100%以下	" 30%	" 20%																																																									
100%超 ~ 150%以下	" 40%	" 40%																																																									
150%超	" 40%	" 50%																																																									
(削る)	(削る)	(削る)																																																									
貸借取引参加者別融資限度額または非清算参加者別融資限度額に対する差引融資残高の超過割合	増担保徴収率(注)																																																										
	代用	現金																																																									
20%以下	超過額につき 10%	超過額につき 0%																																																									
20%超 ~ 30%以下	" 20%	" 0%																																																									
30%超 ~ 50%以下	" 30%	" 0%																																																									
50%超 ~ 70%以下	" 30%	" 10%																																																									
70%超 ~ 100%以下	" 30%	" 20%																																																									
100%超 ~ 150%以下	" 40%	" 40%																																																									
150%超 ~ 200%以下	" 40%	" 50%																																																									
200%超	" 40%	" 50%																																																									

改正案	現行
<p><u>合、清算取次貸借取引の委託を受けた貸借取引参加者の当該非清算参加者委託分の貸借取引に対して、貸借取引の制限等または非清算参加者別融資基準額の減額を実施することができるものとする。</u></p> <p><u>(1) 更新差金等の支払が不能となったとき。または貸借値段の変動等により更新差金等の支払額が当該貸借取引参加者等の現金等の財産の状況に比して過大となることが見込まれ、その支払が不能となるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(2) 取引所等が有価証券の売買等の停止または制限を実施したとき。</u></p> <p><u>(3) 清算機関が債務の引受の一部または全部の停止を実施したとき。</u></p> <p><u>(4) 貸借取引参加者等の金銭または株券等の借入額が業績、純資産額、自己資本規制比率の状況その他の財務内容、担保内容（流動性、分散状況および価格変動率等）もしくは業務の状況等からみて過大、または過大となるおそれがあるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号のほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この細則は、2021年5月17日から実施する。</u></p>	<p>(新設)</p>